

新型コロナウイルス感染症対策の概要

1. 新型コロナウイルス対策本部の取り組みについて

新型コロナウイルス対策本部では、令和3年度より引き続き、医療体制や検査体制、相談体制の確保をはじめ、テレワークの推進、庁内のイベントや会議等のオンライン実施による感染対策を進めたほか、市民や事業者への給付金や減免等、各種支援に取り組んできた。

令和4年度については、第7波及び第8波による感染拡大等に際し、令和3年度より引き続き保健所機能の維持・強化に努めたほか、変異株に対応したワクチン接種を推進し、感染拡大防止に努めた。

令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置付けが5類感染症に変更されたが、引き続き新型コロナウイルス対策本部として基本的な感染対策継続の呼び掛け等、必要な取り組みを進めていく。

(1) 対策本部会議開催回数（単位：回）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

2. 市内感染者等への対応について

新型コロナウイルス感染症に対する本市の検査体制を拡充するとともに、市内感染者等への対応として、感染症法に基づき、感染者の搬送、入院勧告や就業制限、施設管理者等への助言、自宅療養者への各種支援、相談対応等を実施してきた。

( ) 内の数字は令和4年4月1日～令和5年3月31日

取り組み内容	
①検査体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年4月：帰国者・接触者外来実施医療機関で保険適用による行政検査を開始。</li> <li>令和2年9月：「地域外来・検査センター」を市内5か所に設置。</li> <li>令和2年9月：枚方市医師会との行政検査の集合契約により市内約100か所の医療機関で保険適用による検査を開始。</li> <li>令和2年11月：大阪府指定の「診療・検査医療機関」における検査実施体制を整備。</li> <li>令和3年12月：大阪府指定の「無料検査事業」における検査実施体制を整備。</li> </ul>
②積極的疫学調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関からの発生届を受理後、保健所において重症化リスクの高い感染者に重点化し、感染者本人又は家族からの聞き取りをもとに療養方針（入院、宿泊、自宅）を決定。</li> <li>感染者の発病経過や感染拡大によるリスクから、感染者本人又は家族に濃厚接触者への対応について助言。</li> </ul>
③各種通知書	<p>入院の必要な感染者に対して、入院の勧告及び入院公費負担通知書を発行。療養期間を終えた者に対し、申請に基づき「宿泊・自宅療養証明書」を発行。                      （入院公費負担通知発行数：1,509件、宿泊・自宅療養証明発行数：25,558件）</p>
④感染者の搬送	<p>医療機関への入院時に自ら移動できない感染者の民間救急車（委託）等による搬送。                      令和4年8月10日より2者から5者に事業者を増加させ、搬送の体制を強化。</p>
⑤療養支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>自宅療養になった感染者へ支援サービスの周知を行うとともに、必要に応じてパルスオキシメーター（血中酸素飽和度測定器）の貸出や訪問看護師による健康観察、受診や入院の調整を実施。</li> <li>宿泊及び自宅療養期間中は体調確認等を行い、療養の解除を決定。</li> </ul>
⑥濃厚接触者等への相談対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>濃厚接触者に対して、感染者と接触があった最終日から7日間、毎日の健康観察と自宅待機を依頼。令和4年7月下旬よりは5日間に短縮となり、さらに2日目及び3日目に抗原定性検査で陰性が確認できた場合は、3日目から解除可能。</li> <li>感染者の職場・所属先等からの濃厚接触者の範囲や消毒方法、患者の復帰時期等についての相談に対応。</li> </ul>

⑦集団感染（クラスター）防止及び発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設管理者等への広報、ホームページによる集団感染防止対策の周知及び研修会等の実施。</li> <li>・施設利用者や従事者の体調管理の徹底と有症状者への積極的な検査の呼びかけ等。</li> <li>・施設内において感染者と非感染者が交わらない動線の確保、ゾーニングや消毒等の感染対策についての個別指導や助言を実施。</li> <li>・施設利用者の体調悪化時、施設での対応が困難な場合には、往診や受診、入院の調整を実施。</li> </ul>
------------------------	---

(1) 検査数及び感染者数、死者数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検査(件)	21,322	19,620	17,356	39,915	42,698	24,942	18,179	22,871	30,761	33,173	21,965	17,175
感染者(人)	4,041	3,306	1,557	15,710	23,370	7,430 (341)	2,629 (2,172)	6,024 (4,813)	12,219 (9,136)	9,596 (7,357)	2,054 (1,566)	626 (434)
死者(人)	7	3	1	7	25	16	4	3	26	38	11	1

※令和4年9月25日までは全数届出であったが、9月26日以降発生届出基準が下記 a)～d) のとおり変更。

a) 65歳以上の者、b) 入院を要する者、c) 重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断する者、d) 妊婦

届出対象外の者の人数については、陽性者登録センター（大阪府）への登録者数より把握。

※感染者について、9月以降は届出対象＋陽性者登録センターへの登録者数を記載。

( )内が陽性者登録センターへの登録者数。

(2) 集団感染（クラスター）発生件数

(単位：件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
集団感染発生数	5	-	1	10	8	3	2	4	9	11	3	1

〔注〕府の公表月別。医療機関における集団感染（クラスター）の数値。

3. 市が行った各種支援策について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、エネルギー・食料品価格等の物価高騰により、経済的に困窮した事業者や市民への支援が課題となった。そのため本市独自の取り組みも含め、主に経済的支援を目的とした各種支援策を実施した。

(1) 給付金・助成金等（個人向け）

	手続・制度名称等	概要	担当課・実績等
1	国民健康保険被保険者への傷病手当金	給与等の支払を受けている被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染した、又は感染したと疑われるために仕事を休んだ場合で事業主から給与等の支払を受けられないとき、一定の要件を満たしている場合に傷病手当金を支給。	【国民健康保険課】 申請件数：198件 支給金額：5,511,092円
2	後期高齢者医療被保険者への傷病手当金	給与等の支払を受けている被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染した、又は感染したと疑われるために仕事を休んだ場合で事業主から給与等の支払を受けられないとき、一定の要件を満たしている場合に傷病手当金を支給。	【後期高齢者医療課】 申請件数：15件 支給金額：440,593円

3	ひとり親等のための休業手当金	<p>子どもを監護するため休業を余儀なくされたひとり親等の経済的支援策として支給。対象は①～④のすべての要件に該当する世帯。</p> <p>①有給休暇の取得ができない ②国の休業補償等の適用がない ③枚方市において児童扶養手当を受給している ④生活保護を受給していない。</p> <p>1日当たりの上限額 令和4年9月30日まで4,800円 令和4年10月1日以降4,912円</p>	<p>【年金児童手当課】 申請件数：12件 支給金額：247,112円</p> <p>【医療助成課】 支給なし</p>
4	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（国）	<p>新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給。</p> <p>【ひとり親世帯】</p> <p>①令和4年4月分の児童扶養手当を受給された方。 ②公的年金等を受給していることで令和4年4月分の児童扶養手当を受給していない方。 （「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当。） ③令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方。 児童1人当たり5万円を支給。</p> <p>【ひとり親世帯以外】</p> <p>①令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当を受給された方で、令和4年度分の住民税均等割が非課税の方。 ②①の他、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方。 児童1人当たり5万円を支給。</p>	<p>【年金児童手当課】</p> <p>1. ひとり親世帯 ①積極支給 支給件数：2,953件 4,536人 支給金額：226,800,000円 ③要申請者（家計急変） 支給件数：30件 52人 支給金額：2,600,000円</p> <p>2. ひとり親世帯以外 ①積極支給 支給件数：2,061件 3,894人 支給金額：194,700,000円 ②要申請者（家計急変） 支給件数：296件 568人 支給金額：28,400,000円</p> <p>【医療助成課】</p> <p>1. ひとり親世帯 ②要申請者 支給件数：123件 179人 支給金額：8,950,000円</p>
5	令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金（国）	<p>「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響がさまざまな人々に及ぶ中、我が国の子どもたちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金を支給。</p> <p>①令和3年9月分の児童手当を受給された方 ②令和3年9月30日時点で平成15年4月2日より平成18年4月1日までに生まれた未婚の児童を養育する方 ③令和4年3月31日までに生まれた児童を養育する方で、出生後最初の児童手当を受給された方 児童1人当たり10万円を支給。</p> <p>※申請時期等により令和4年4月以降に支給となる対象者には、国からの連絡により令和4年度に支給。</p>	<p>【年金児童手当課】</p> <p>支給件数：828件 1,043人 支給金額：104,300,000円</p>

6	住居確保給付金	<p>離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職と同程度の状況にある方で、収入、資産等の要件に該当する場合に、3か月の家賃相当額を家主に支給。</p> <p>収入要件（月額）：          単身 122,000 円以下、2人世帯 176,000 円以下、3人世帯 221,000 円以下、4人世帯 263,000 円以下、5人世帯 304,000 円以下、6人世帯 350,000 円以下、7人世帯 393,000 円以下。</p> <p>支給額（家賃月額共益費・管理費は対象外）：          単身 38,000 円、2人世帯 46,000 円、3～5人世帯 49,000 円、6人世帯 53,000 円、7人以上世帯 59,000 円。</p>	<p>【健康福祉総合相談課】</p> <p>申請件数：109 件          支給金額：22,103,900 円</p>
7	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯に対しては、これまで緊急小口資金等の特例貸付などによる支援を行ってきたところ、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、既に総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯が存在する。こうした世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるために、支給するもの。</p> <p>自立支援金は一月ごとに支給。          単身世帯：6万円、1人世帯：8万円、3人以上世帯：10万円</p>	<p>【健康福祉総合相談課】</p> <p>&lt;初回&gt;          申請件数：229 件          支給金額：68,980,000 円          &lt;再支給&gt;          申請件数：205 件          支給金額：71,480,000 円</p>
8	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	<p>新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けることができるよう、令和3年度及び令和4年度住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金を給付する。決定件数は令和4年度支給決定件数。</p>	<p>【健康福祉総合相談課】</p> <p>決定件数：8,442 件          支給金額：844,200,000 円</p>
9	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金	<p>新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中での原油価格・物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（令和4年度の市町村民税均等割が非課税の世帯及び家計急変世帯）に対して、1世帯当たり5万円の現金を給付する。</p>	<p>【健康福祉総合相談課】</p> <p>決定件数：43,192 件          支給金額：2,159,600,000 円</p>
10	均等割のみ課税世帯への給付金	<p>国の施策である8の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に該当しない令和4年度住民税均等割のみ課税世帯に対して、1世帯5万円の現金を給付する。</p>	<p>【健康福祉総合相談課】</p> <p>決定件数：4,456 件          支給金額：222,800,000 円</p>
11	均等割のみ課税世帯への給付金	<p>国の施策である9の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に該当しない令和4年度住民税均等割のみ課税世帯に対して、1世帯2.5万円の現金を給付する。</p>	<p>【健康福祉総合相談課】</p> <p>決定件数：4,923 件          支給金額：123,075,000 円</p>
12	感染予防等広報・啓発事業	<p>枚方市のホームページにおいて、新型コロナウイルス感染症に関する重要な緊急性の高いメッセージについて、手話通訳の動画を掲載する。</p>	<p>【障害企画課】</p> <p>実績回数：-回          実績金額：-円          令和4年度は実施なし</p>
13	高齢者・障害者施設の従事者に対する定期PCR検査事業	<p>高齢者・障害者福祉施設等（入所・入居施設、通所施設）の従事者（無症状）がPCR検査を希望する場合、2週間に1回程度、無料で検査を実施する。</p>	<p>【長寿・介護保険課】          【福祉指導監査課】          【障害支援課】          【保健医療課】</p> <p>検査件数：18,197 件</p>

14	(在宅療養者への支援事業) 必需品支援事業	<p>新型コロナウイルス感染症患者のうち、自宅で療養を行う者に対し、療養・健康観察期間中に必要な衛生用品及び日用品を提供する。1世帯につき1回限り。</p> <p>内容：マスク、液体せっけん、トイレトペーパー、除菌シート、冷却シート                  利用料：無料                  特記事項                  ・令和4年5月9日受付分から対象者を原則陽性者のみに変更                  ・令和4年11月事業終了</p>	<p>【保健予防課】                  【健康福祉総合相談課】</p> <p>配達数：2,942世帯                  8,531,800円</p>
15	(在宅療養者への支援事業) 配食サービス事業	<p>新型コロナウイルス感染症患者の内、自宅で療養を行う者に対し、療養・健康観察期間中に食事又は自宅療養者支援セットを自宅に届ける。</p> <p>①食事                  配食内容：常温又は冷凍のお弁当 朝・昼・夕の3食を1セット                  ②自宅療養者支援セット                  セット内容：レトルト食品等                  利用料：無料</p> <p>特記事項                  ・利用に際しては、14の「必需品支援事業」及び①食事、もしくは②自宅療養者支援セットのいずれかを選択。                  ・令和4年5月9日受付分から対象者を原則陽性者のみに変更                  ・令和4年11月から自宅療養者支援セットの内容を変更</p>	<p>【保健予防課】                  【健康福祉総合相談課】</p> <p>①食事 43,528セット                  109,939,300円                  ②自宅療養者支援セット                  27,031セット                  367,518,000円</p>
16	訪問看護師による健康観察事業	<p>訪問看護師が自宅療養者の自宅に赴き、健康状態の聞き取り、体温、血圧等の測定を行うなど健康観察や医療面からの助言援助を実施。また入所施設に対しては、感染拡大防止に係る指導を実施。令和3年2月から開始。</p>	<p>【保健医療課】</p> <p>実績件数：229件                  (内、初回223件)</p>
17	特定不妊治療費用補助金交付事業（年齢要件の緩和）	<p>新型コロナウイルス感染症防止の観点から治療を延期した場合、</p> <p>①令和2年3月31日時点の妻の年齢が42歳のときは、44歳の前日まで補助対象とする。                  ②初回申請時の治療開始日の妻の年齢が令和2年3月31日時点で39歳のときは、41歳未満まで通算補助回数を6回とする。</p>	<p>【保健予防課】</p> <p>①実績件数：1件（1人）                  ②実績件数：-件（-人）</p>
18	在宅障害者緊急対応事業	<p>在宅障害者が、新型コロナウイルス感染症に罹患した家族の生活支援の代替として、新規に居宅介護・短期入所を利用する際に事業所への通常報酬を上乗せすることで、事業者の円滑な対応を促す。</p>	<p>【障害支援課】</p> <p>実績件数：-件</p>
19	枚方市新型コロナウイルス感染症死亡弔慰金	<p>新型コロナウイルス感染症により死亡した市民一人につき10万円を市民（死亡当時本市の区域に住所を有していた者に限る）の遺族に対して支給する。                  ※遺族の範囲：死亡者の死亡当時における配偶者（事実婚含む）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹。</p>	<p>【危機管理政策課】</p> <p>実績件数：168件                  支給金額：16,800,000円</p>
20	新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的取り扱い	<p>要介護（要支援）更新認定申請の対象（申請済みの場合含む）となる被保険者を対象として、介護保険施設や病院等が入所者との面会を禁止する等の措置を取り認定調査が困難であることや、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から、本人が対面への調査に不安を訴えている、あるいは調査を拒否する等認定調査が困難である場合、要介護認定及び要支援認定の従来の有効期間を12か月延長する。なお、期間延長に係る本人の同意・了解が必要。</p>	<p>【長寿・介護保険課】</p> <p>実施人数：3,064人</p>

21	枚方市子育て世帯へのギフトカード配付事業	令和4年10月31日時点で、枚方市の住民基本台帳に登録されている令和5年4月1日時点で18歳以下の子ども及び令和4年11月1日から令和5年2月28日までに出生し、本市に住居登録された子どもを対象に、子ども1人につき、1万円分のギフトカードを配付した。	【子ども青少年政策課】 実施人数：62,191人
22	学校給食費無償化	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中での原油価格・物価高騰を受け、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、3学期分の小学校給食の無償化を実施。	【おいしい給食課】 実績金額：217,625,038円
23	学校臨時休業対策事業	新型コロナウイルス感染症に伴う学校臨時休業時及び出席停止者における給食費を返金することで保護者の負担軽減を実施。	【おいしい給食課】 実績金額：17,988,140円
24	学校給食費支援事業（物価高騰分）	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中での原油価格・物価高騰を受け、保護者負担となる給食費を引き上げることなく、献立内容等に影響を及ぼさないよう、安定的な給食提供を継続するための支援を実施。	【おいしい給食課】 実績金額：30,475,756円
25	省エネ家電買い換え促進事業補助金	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中でのエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受け、家庭におけるエネルギー費用の負担を軽減するため、省エネ性能の高い対象家電への買い換えを行った市民に対し、補助金を交付。	【環境政策課】 支給金額：69,000,000円

(2) 貸付に関するもの（個人向け）

	手続・制度名称等	概要	担当課・実績等
1	母子父子寡婦福祉資金の貸付及び償還金の支払い猶予	新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、子どもが在籍する保育所、学校等の臨時休業・勤務先の休業により一時的に就労収入が減少し、日常生活に支障をきたす場合に生活資金の貸付が可能となる場合がある。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になった場合、支払いを猶予することができる。	【子ども相談課】 実績件数：-件

(3) 支払いの猶予・減免するもの（個人向け）

	手続・制度名称等	概要	担当課・実績等
1	国民年金保険料の免除	新型コロナウイルス感染症の影響により、業務が失われたなどにより収入が減少した国民年金第1号被保険者を対象に、令和2年2月以降の所得見込み額が国民年金保険料免除基準相当になることが見込まれる場合、申請により令和2年2月分以降令和5年6月分まで（学生納付特例は令和5年3月分まで）の保険料が免除される場合がある。	【年金児童手当課】 免除申請件数：189件 （枚方市受付分のみ）

2	国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免	世帯の主たる生計維持者の方が、①新型コロナウイルス感染症により死亡、重篤な傷病を負われた場合、または②新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかが前年の3割以上減少する見込みの場合について、令和3年度分及び令和4年度分の保険料のうち令和4年4月1日から令和5年3月31日までに納期限が設定されている保険料を申請に基づき減免する。	<p>【国民健康保険課】 （国民健康保険料） 実績件数：369件 実績金額：76,200,900円 《内訳》 令和3年度分 24件 4,602,000円 令和4年度分 345件 71,598,900円</p> <p>【後期高齢者医療課】 （後期高齢者医療保険料） 実績件数：73件 実績金額：6,002,096円 《内訳》 令和3年度分 5件 390,578円 令和4年度分 68件 5,611,518円</p> <p>【長寿・介護保険課】 （介護保険料） 実績件数：49件 実績金額：3,084,300円 《内訳》 令和3年度分 -件 -円 令和4年度分 49件 3,084,300円</p>
3	国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の徴収猶予	事業の廃止や失業等による著しい収入減少により、保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認められた場合、納付することができない金額を限度として、徴収（納付）を最長6か月間（後期高齢者医療保険料は最長1年間）猶予する。	<p>【国民健康保険課】 （国民健康保険料） 実績件数：-件</p> <p>【後期高齢者医療課】 （後期高齢者医療保険料） 実績件数：-件</p> <p>【長寿・介護保険課】 （介護保険料） 実績件数：-件</p>
4	国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の一部負担金（利用者負担）の減免	災害により著しい被害・損害を受けた被保険者、もしくは事業の休業・失業、死亡や疾病等により著しく収入が減少した被保険者であって、一部負担金の支払いが困難である場合に、申請を受け市長が必要と認めるとき一定期間一部負担金の支払を減額もしくは免除するもの。	<p>【国民健康保険課】 （国民健康保険） 実績件数：-件</p> <p>【後期高齢者医療課】 （後期高齢者医療） 実績件数：-件</p> <p>【長寿・介護保険課】 （介護保険） 実績件数：-件</p>
5	障害福祉サービス利用者負担の減免	事業の廃止や失業等による著しい収入減少により、障害福祉サービスの利用料の支払いが困難な場合に利用料を免除する。	<p>【障害支援課】 実績件数：-件</p>

6	保育料（利用者負担額）の減額（還付）	<p>以下の場合に保育料（利用者負担額）を国の基準に基づき日割り計算の上、還付する。</p> <p><u>（令和4年4月1日～令和4年9月30日）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>園児本人または同居家族が感染した場合や、保健所から濃厚接触者として特定され、保健所が指定した期間に保育所（園）、認定こども園、小規模保育事業実施施設に登園されなかった場合。</li> <li>園児本人または同居家族に発熱や呼吸器症状に関わらず体調不良が認められる等新型コロナウイルスの感染が疑われる場合（PCR検査の受検等）において、保育所（園）、認定こども園、小規模保育事業実施施設に登園されなかった場合。</li> <li>所属する保育所（園）、認定こども園、小規模保育事業実施施設が新型コロナウイルス感染症拡大防止のために臨時休園となった際において、市からの家庭保育協力要請にご協力いただき、登園されなかった場合。</li> </ul> <p><u>（令和4年10月1日～令和5年3月31日）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>園児本人または同居家族が感染した場合や、濃厚接触者として特定され、「療養期間」もしくは「健康観察期間」に保育所（園）、認定こども園、小規模保育事業実施施設に登園されなかった場合。</li> <li>所属する保育所（園）、認定こども園、小規模保育事業実施施設が新型コロナウイルス感染症拡大防止のためにクラス閉鎖となった場合。</li> </ul>	<p>【保育幼稚園入園課】</p> <p>令和4年度合計 29,186,000円 (5,038件)</p>
7	水道料金等の支払い猶予	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入が大幅に減少した等の事情により、水道料金・下水道使用料等の支払いが困難な方に支払い期限の延長を実施。</p>	<p>【営業料金課】</p> <p>申請受付件数：9件 実績金額：143,554円 《内訳》 水道料金：66,114円 下水道使用料：77,440円</p>
8	水道料金（基本料金と1か月あたり使用水量最大8m <sup>3</sup> までの従量料金）を6か月間減免	<p>新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中での原油価格・物価高騰を受け、家庭及び事業所の固定費を軽減するため、全ての水道契約者を対象に6か月分の水道料金（基本料金と1か月あたり使用水量最大8m<sup>3</sup>までの従量料金）の減免を実施。</p> <p>&lt;6ヶ月分の対象検針月&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>検針が2か月に1回の場合 偶数月検針：令和4年8・10・12月分 &lt;7・8・9・10・11・12月分&gt; 奇数月検針：令和4年9・11月・令和5年1月分 &lt;8・9・10・11・12・1月分&gt;</li> <li>検針が毎月の場合 令和4年8月～令和5年1月分</li> </ul>	<p>【営業料金課】</p> <p>8月検針分 減免件数：71,284件 実績金額：152,138,837円</p> <p>9月検針分 減免件数：73,910件 実績金額：151,780,652円</p> <p>10月検針分 減免件数：71,467件 実績金額：153,537,931円</p> <p>11月検針分 減免件数：73,912件 実績金額：152,518,586円</p> <p>12月検針分 減免件数：71,283件 実績金額：153,094,265円</p> <p>1月検針分 減免件数：73,694件 実績金額：152,509,023円</p> <p>合計 915,579,294円</p>

9	保育料（利用者負担額）の減額（還付）	以下の要件に該当する場合に保育料を日割り計算し還付を行う。 ①在籍児童本人または同居家族が感染した場合や、保健所から濃厚接触者として特定され、保健所が指定した期間に、留守家庭児童会室に登室されなかった場合。②在籍する留守家庭児童会室が、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために休室となった場合。	【放課後子ども課】 令和4年度還付額 合計 5,841,011 円 (R5. 5. 31 現在)
---	--------------------	--	---

(4) 相談窓口

	手続・制度名称等	概要	担当課・実績等
1	新型コロナウイルス電話相談窓口（専用電話）	日常生活での感染予防方法や、健康及び体調・医療機関受診のタイミング等に関する一般的な相談を受付。	【保健医療課】 年間相談件数：3,381 件
2	新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）	かかりつけ医や近隣の医療機関が閉院、閉所している場合や新型コロナウイルス感染症に関して不明点があった場合の相談等を受付。	【保健医療課】 年間相談件数：26,560 件
3	新型コロナワクチン予約・相談コールセンター	接種の手続きや予約等に関する問い合わせに対応。 ※令和3年3月1日～開設。	【新型コロナワクチン接種対策室】 年間対応件数：163,656 件

(5) 事業者に対する支援

	手続・制度名称等	概要	担当課・実績等
1	中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく認定（セーフティネット保証4号）	最近1か月の売上が前年同月比で20%以上減少し、かつその後2か月を含む3か月の売上が前年同期比で20%以上減少することが見込まれる中小企業者に対し、一般保証とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。	【商工振興課】 認定件数：406 件
2	中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づく認定（セーフティネット保証5号）	国が指定する業種に属する事業を営んでおり最近3か月の売上が前年同期比で5%以上減少している中小企業者に対し、一般保証とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。	【商工振興課】 認定件数：71 件
3	緊急融資信用保証料補給金事業	市のセーフティネット保証4号・5号の認定を受け、大阪府の新型コロナウイルス感染症関係制度融資において400万円以下の融資実行を受けた事業者に対し、大阪信用保証協会へ支払った信用保証料を10万円を限度に交付する。	【商工振興課】 交付件数：77 件 交付金額：3,748,825 円
4	新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス提供体制確保事業	介護サービス事業所等が、新型コロナウイルス感染症への感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービスの提供時では想定されない、かかり増し経費に対して支援を行う。	【長寿・介護保険課】 補助対象事業者数：166 件 交付金額：253,545,000 円

5	事業者支援総合相談窓口	国・府も含めた各種支援策の最新情報を提供する。	【商工振興課】 相談受付件数：729件
6	新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業	障害福祉サービス事業所・障害者支援施設について、新型コロナウイルス感染症に対し適切な感染防止対策をしながらサービス継続をできるように、通常のサービス提供時では発生しないかかり増し経費の助成を行う。	【障害企画課】 実績延数：58法人 実績金額：19,156,000円
7	保育施設等への抗原検査キットの配付	各園において容易に感染状況を把握し、早期の感染拡大防止に資するため、また、濃厚接触者となった職員の待機期間短縮等のために保育所（園）等に配付。	【私立保育幼稚園課】 保育所（園）、認定こども園、幼稚園、小規模保育施設の計72か所へ令和4年8月にそれぞれ職員数2回相当分を配付（計5,860本）。その後も認可外施設をふくむ各園で、感染者と接触の可能性のある職員が発生した際の使用分を配付。
8	保育施設等におけるマスク購入等の感染防止対策に係る支援	保育所（園）等における感染防止用の備品等の購入等に係る経費について、1施設あたり、施設の規模に応じて500千円・400千円又は300千円を上限に補助。また、各事業（地域子育て支援拠点事業・病児保育事業）についても1事業あたり300千円を上限に補助。	【私立保育幼稚園課】 保育所（園）等 92か所 実績金額：35,878,000円
9	保育施設等に対する原油価格・物価高騰対応支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中での原油価格・物価高騰を受け、施設に対し、光熱費等支援事業では、1施設あたり50千円を上限に、また、食材費等支援事業では、1施設あたり施設の規模に応じて150千円・50千円を上限に補助を実施。	【私立保育幼稚園課】 光熱費等支援事業 ：保育所（園）等 68か所 実績金額 3,557,429円  食材費等支援事業 ：保育所（園）等 57か所 実績金額 7,605,927円
10	子育て短期支援事業委託事業所におけるマスク購入等の感染防止対策に係る支援	子育て短期支援事業委託事業所における感染防止用の備品等の購入等に係る経費について、1施設あたり、300千円を上限に補助。	【子ども支援課】 子育て短期支援事業委託事業所 1か所 実績金額：300,000円
11	地域公共交通運行継続支援	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中での原油価格・物価高騰を受け、経営に大きな影響を受けている枚方市内で運行を継続するバス・タクシー事業者（福祉社事業を行う事業者を除く）に対して支援金を交付することで、市民にとって必要不可欠な地域公共交通の運行継続を支援。 ・バス：1社につき5,600万円 ・タクシー：1台につき3万円	【交通対策課】 バス：1社 タクシー：331台（5社） 実績金額：65,930,000円
12	法人市民税及び事業所税の申告・納付期限の延長	やむを得ず期限内に申告・納付することが困難な場合は、申請により、その期限を延長することができる。	【市民税課】 法人市民税：107件 事業所税：3件

13	家庭ごみ収集業務継続支援事業費補助	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、マスク、フェイスシールドその他の唾液等の飛沫の拡散を防止するための物、消毒剤、払拭紙、その他感染防止対策に資すると認められる消耗品の購入等を行った家庭系一般廃棄物収集業務を行う事業者及び企業体に対して交付。</p>	<p>【ごみ減量推進課】</p> <p>実績件数：7事業所 実績金額：3,093,288円</p>
14	医療機関及び薬局への支援金	<p>新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中での原油価格・物価高騰に直面している医療機関及び薬局に対し、施設の運営にかかる負担軽減を目的に、支援金を給付。</p> <p>&lt;給付対象&gt; 次に掲げる事項を全て満たしている医療機関及び薬局</p> <p>①令和5年1月1日時点で厚生労働大臣が指定する保険医療機関または保険薬局であること。</p> <p>②令和5年3月3日時点で枚方市内に開設していること（令和5年3月3日時点で廃止又は休止している医療機関及び薬局は除く）。</p> <p>③令和5年3月3日時点で医療提供等に用いる設備を現に有しており、継続的に医療等を提供することができる医療機関及び薬局であること。</p> <p>&lt;給付金額&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院 500,000円</li> <li>・一般診療所 300,000円</li> <li>・歯科診療所 300,000円</li> <li>・薬局 300,000円</li> </ul>	<p>【健康福祉政策課】</p> <p>申請件数：652件 支給金額：200,400,000円</p>
15	福祉施設等に対する支援金	<p>新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中での原油価格・物価高騰の対応支援として福祉施設等の介護・障害福祉サービス事業者に対し、「枚方市福祉施設等に対する光熱費等支援事業」として、支援金を給付。</p> <p>第1回目</p> <p>&lt;給付対象&gt; 支援金対象福祉施設等（下記①②③④全て満たしていること）</p> <p>①令和4年4月1日に営業していること。</p> <p>②令和4年8月現在も営業していること。（休止中等は対象外）</p> <p>③枚方市指定番号又は、届出番号があること。</p> <p>④事業所申請台帳又は届出台帳と整合性がとれていること。</p> <p>&lt;給付金額&gt;※同じ住所又は同一所在地に、同じサービスシステムの事業所が複数ある場合は1か所とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所系（1か所） 100,000円</li> <li>・通所系（1か所） 50,000円</li> <li>・訪問系（1か所） 50,000円</li> </ul> <p>第2回目</p> <p>&lt;給付対象&gt; 支援金対象福祉施設等（下記①②③④全て満たしていること）</p> <p>①令和5年1月1日に営業していること。</p> <p>②令和5年3月3日現在も営業していること。（休止中等は対象外）</p> <p>③枚方市指定番号又は、届出番号があること。</p> <p>④事業所申請台帳又は届出台帳と整合性がとれていること。</p> <p>&lt;給付金額&gt;※同じ住所又は同一所在地に、同じサービスシステムの事業所が複数ある場合は1か所とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所系（1か所） 200,000円</li> <li>・通所系（1か所） 150,000円</li> <li>・訪問系（1か所） 50,000円</li> </ul>	<p>【健康福祉政策課】 【福祉指導監査課】</p> <p>第1回、第2回合計 申請件数：940件 支給金額：189,250,000円</p>

<p>16</p>	<p>産後ケア事業委託施設に対する支援金</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により原油や物価高騰に直面している産後ケア事業委託施設に対し、施設の運営にかかる負担軽減を目的に支援金を給付。</p> <p>&lt;給付対象&gt;</p> <p>1回目：令和4年9月1日現在で、枚方市産後ケア事業の委託契約を行っている枚方市内の産科医療機関及び助産所</p> <p>2回目：令和5年1月1日時点で枚方市産後ケア事業の委託契約を行っている枚方市内の助産所</p> <p>&lt;給付金額&gt;</p> <p>1回目：50,000円</p> <p>2回目：150,000円</p>	<p>【母子保健課】</p> <p>1回目 申請件数：7件 支給金額：350,000円</p> <p>2回目 申請件数：4件 支給金額：600,000円</p>
-----------	--------------------------	---	--